

CSマイスター派遣実施要綱

令和3年4月15日
総合教育政策局長決定

1 趣旨

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱し、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会等に対して派遣することをもって、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

2 任務

CSマイスターは、文部科学省等からの依頼を受けて、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図る教育委員会等に対する継続的な助言及び支援、その他コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために必要な支援を行うものとする。

3 委嘱

CSマイスターは、次の要件を満たす者の中から、文部科学省が委嘱する。

- (1) コミュニティ・スクール、地域学校協働活動について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績のある者。
- (2) 教育委員会等が開催するコミュニティ・スクール、地域学校協働活動に係る研修会等において、講演やワークショップ等を行える者。
- (3) コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会等に対して、相談及び支援活動を継続的に行える者。

4 任期

CSマイスターの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

5 遵守事項

CSマイスターは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) CSマイスターは、立場上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- (2) CSマイスターは、その立場を利用して不当な営利行為を行ってはならない。
- (3) CSマイスターは、活動状況について、随時文部科学省に報告することとする。
- (4) CSマイスターは、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する学校課題、地域課題を積極的に把握し、文部科学省に情報提供することとする。

6 解嘱

文部科学省は、CSマイスターから辞任の申し出があった場合のほか、解嘱に相当する事由が認められる場合は解嘱することができる。

7 旅費及び謝金

CSマイスターが文部科学省の依頼により活動を行う場合は、原則として文部科学省が旅費及び謝金を支給する。

8 その他

- (1) 派遣実施期間、申し込み方法等の詳細については別に定める。
- (2) CSマイスターに関する庶務は、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課において処理する。